

令和2年4月14日

関係者各位

四国がんセンター院長

新型コロナウイルス感染拡大防止のためのお願いについて

医療施設等における感染拡大防止のために、令和2年2月25日付で厚生労働省より留意事項が示されましたので、四国がんセンター施設内に立ち入る場合は下記の点についてご協力をお願いいたします。

記

施設内への立ち入りは、やむを得ない場合に限る。

やむを得ない場合は、以下を遵守し必要最小限の人数に限る。

- 1 発熱がある場合は施設内に立ち入らない。
- 2 施設内に立ち入る場合はマスクを着用する。
(マスクは病院から提供出来ませんので、各々で準備をお願いいたします。)
- 3 施設内の出入口に設置した手指消毒剤で手指衛生をする。

以上